

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-087改04
提出年月日	令和3年6月17日

令和3年6月
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 まとめ資料における「等」の記載整理表（第5条（津波による損傷の防止））

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
1	□(2)(i) a.	5条-4	取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
2	□(2)(i) a.(b)	5条-4	敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には水路が含まれる。
3	□(2)(i) a.(b)	5条-4	設備等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、	敷地及び敷地周辺に配置されているものの例として記載したものである。
4	□(2)(i) a.(b)	5条-4	繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には水路の変化が含まれる。
5	□(2)(i) a.(c)	5条-4	取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
6	□(2)(i) a.(c)	5条-4	流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、流入の可能性のある経路の例として記載したものである。
7	□ (2)(i)b.	5条-5	取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、漏水の可能性のある箇所の例として記載したものである。
8	□ (2)(i)b. (a)	5条-5	取水・放水施設の構造上の特徴等を考慮して、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討する上で考慮するものの例として記載したものである。
9	□ (2)(i)b. (a)	5条-5	取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討した上で、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、漏水の可能性のある箇所の例として記載したものである。
10	□ (2)(i)b. (a)	5条-5	同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、浸水防止設備を設置することにより	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、浸水の可能性のある経路及び浸水口例として記載したものである。
11	□ (2)(i)c.	5条-5	浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には機器・配管等の損傷による内部溢水、地下水の流入及び屋外タンクの損傷による溢水が含まれる。
12	□ (2)(i)c.	5条-5	浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、浸水の可能性のある浸水口の例として記載したものである。
13	□ (2)(i)e.	5条-6	入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、流入経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、入力津波を設定するうえで考慮するものの例として記載したものである。
14	□(2)(i)f.	5条-6	津波の繰り返しの襲来による影響、津波による二次的な影響（洗掘、砂移動、漂流物等）	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、津波による二次的な影響の例として記載したものである。
15	□(2)(i)f.	5条-6	及びその他自然現象（風、積雪等）を考慮する。	自然現象の例として記載したものであり、詳細設計段階にて考慮する自然条件を限定せず検討を行うために「等」としている。
16	又(3)(ii) a.	5条-7	重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬことから、	設置許可基準規則と同様の記載であり、「等」には重大事故に至るおそれがある事故が含まれる。
17	又(3)(ii) a.	5条-7	防波壁、防波壁通路防波扉、流路縮小工、屋外排水路逆止弁、防水壁、水密扉、隔離弁、床ドレン逆止弁、貫通部止水処置等により、津波から防護する設計とする。	基準地震動Ss1に対しパウンタリ機能を保持するポンプ・配管が含まれる。
18	1.5.1.1(1)	5条-11	代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。	基準津波に対して機能を維持することが含まれる。

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
19	1.5.1.1(2)	5条-11	(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には標高、河川が存在及び施設の形状が含まれる。
20	1.5.1.1(2)	5条-11	及び敷地周辺における地形、施設の配置等を把握する。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には標高、河川が存在及び施設の形状が含まれる。
21	1.5.1.1(2) b.	5条-12	b. 敷地における施設の位置、形状等の把握	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には施設の設置高さが含まれる。
22	1.5.1.1(2) b.	5条-12	敷地内の遡上域の建物・構築物等としては、	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には資機材が含まれる。
23	1.5.1.1(2) b.	5条-12	防波壁外側のE L.+6.0mの荷揚場に荷揚場詰所、デリッククレーン、キャスク取扱収納庫等がある。	デリッククレーン巻上装置建物、デリッククレーン荷重試験用品、デリッククレーン荷重試験用ウエイト、オイルフェンスドラム・オイルフェンス、変圧器盤・ポンプ制御盤、防舷材、エアコン室外機、電柱・電灯、枕木、H型鋼、廃材箱、フェンス、案内板が含まれる。
24	1.5.1.1(2) b.	5条-12	なお、E L.+8.5m盤に建物・構築物等はない。	資機材が含まれる。
25	1.5.1.1(2) c.	5条-13	c. 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等の把握	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には質量（容量）、数量が含まれる。
26	1.5.1.1(2) c.	5条-13	イカ釣り漁、かご漁、サザエ網・カナギ漁等が営まれている。	採貝藻漁、一本釣り漁、わかめ養殖業が含まれる。
27	1.5.1.1(2) c.	5条-13	敷地周辺の状況としては、民家、工場等があり、	灯台、タンク、車両が含まれる。
28	1.5.1.1(3) a.	5条-14	高潮発生状況（発生確率、台風等の高潮要因）を確認する。	その他低気圧が含まれる。
29	1.5.1.1(3) c.	5条-15	数値シミュレーションに影響を及ぼす斜面や道路等の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、	海底・海岸地形が含まれる。
30	1.5.1.1(3) c.	5条-15	海域では一般財団法人日本水路協会（2008～2011）、深浅測量等による地形データを使用し、	国土地理院の数値地図50mメッシュや日本海洋データセンター等の地形データが含まれる。
31	1.5.1.1(3) c.	5条-15	陸域では、国土地理院（2014）等による地形データを使用する。	敷地の造成データ（竣工図等）が含まれる。
32	1.5.1.1(3) c.	5条-15	また、取水路・放水路等の諸元及び敷地標高については、	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には取水槽、放水槽等の取水路・放水路を構成する施設が含まれる。
33	1.5.1.1(3) c.	5条-15	発電所の竣工図等を使用する。	各工事の詳細図面が含まれる。
34	1.5.1.1(3) c.	5条-15	敷地の地形、標高の局所的な変化等による遡上波の敷地への回り込みを考慮する。	敷地沿岸域の海底地形、伝播経路上の人工構造物等の遡上波の敷地への回り込みとして考慮するものの例として記載したものである。
35	1.5.1.1(3) c.	5条-16	防波壁等の津波防護施設がない場合は、	防波壁通路防波扉が含まれる。
36	1.5.1.1(3) c.	5条-16	防波壁等の津波防護施設がない場合は、	防波壁通路防波扉が含まれる。
37	1.5.1.1(3) c.	5条-17	設計又は評価の対象となる施設等が設置される敷地は、	設計又は評価の対象となる設備が含まれる。

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
38	1.5.1.1(3) d.	5条-17	d. 取水路・放水路等の経路からの流入に伴う入力津波	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には取水槽、放水槽等の取水路・放水路を構成する施設が含まれる。
39	1.5.1.1(3) d.	5条-17	取水路・放水路等からの流入に伴う入力津波は、	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には取水槽、放水槽等の取水路・放水路を構成する施設が含まれる。
40	1.5.1.2(1)	5条-17	また、取水路・放水路等の経路から流入させない設計とする。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
41	1.5.1.2(2)	5条-18	取水・放水施設、地下部等において、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、漏水の可能性のある箇所の例として記載したものである。
42	1.5.1.2(3)	5条-18	津波による影響等から隔離可能な設計とする。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には機器・配管等の損傷による内部溢水、地下水の流入及び屋外タンクの損傷による溢水が含まれる。
43	1.5.1.2	5条-18	また、取水路、放水路等の経路から津波を流入させない設計とするため、	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
44	1.5.1.2	5条-18	津波による影響等から隔離可能な設計とするため、	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には機器・配管等の損傷による内部溢水、地下水の流入及び屋外タンクの損傷による溢水が含まれる。
45	1.5.1.3(2)	5条-19	(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
46	1.5.1.3(2)	5条-19	取水路、放水路等の経路からの流入に伴う	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
47	1.5.1.4(1)	5条-20	取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討した結果、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、漏水の可能性のある箇所の例として記載したものである。
48	1.5.1.4(1)	5条-20	重要な安全機能を有する非常用海水系の配管等が設置されていることから、	手動弁、ストレーナが含まれる。
49	1.5.1.4(1)	5条-20	重要な安全機能を有する非常用海水系の配管等が設置されていることから、	手動弁、ストレーナが含まれる。
50	1.5.1.4(1)	5条-20	取水設備の構造上の特徴等を考慮して、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリア床面における漏水の可能性を検討する上で考慮が必要な内容の例として記載したものである。
51	1.5.1.4(1)	5条-20	床面における開口部等として挙げられる	漏水の可能性を検討する箇所の例として記載したものである。
52	1.5.1.4(1)	5条-20	パッキンやボルトによるシール等の設計上の配慮を、	グラウンドレン配管を海域と接続しない構成としていることが含まれる。
53	1.5.1.4(2)	5条-20	及び非常用海水系の配管等が設置されているため、	手動弁、ストレーナが含まれる。
54	1.5.1.4(2)	5条-21	及び非常用海水系の配管等が設置されているため、	手動弁、ストレーナが含まれる。
55	1.5.1.5(2)	5条-21	地震による循環水系配管等の損傷箇所からの	タービン補機海水系等の低耐震クラス機器及び配管が含まれる。
56	1.5.1.5(2)	5条-21	津波の流入等が、浸水防護重点化範囲（タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア））	地震による溢水の影響が含まれる。
57	1.5.1.5(2) a.	5条-22	津波が取水槽及び放水槽から循環水系配管等流れ込み、	タービン補機海水系等の低耐震クラス機器及び配管が含まれる。

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
58	1.5.1.5(2) a.	5条-22	循環水系配管等の損傷箇所を介して,	タービン補機海水系等の低耐震クラス機器及び配管が含まれる。
59	1.5.1.5(2) b.	5条-22	タービン補機海水系配管等の損傷箇所を介して,	原子炉補機海水系（放水側）、高圧炉心スプレイ補機海水系（放水側）、液体廃棄物処理系等の低耐震クラス機器及び配管が含まれる。
60	1.5.1.5(2) c.	5条-22	津波が取水槽から循環水系配管等に流れ込み,	タービン補機海水系の配管が含まれる。
61	1.5.1.5(2) c.	5条-22	循環水系配管等の損傷箇所を介して,	タービン補機海水系の配管が含まれる。
62	1.5.1.5(2) d.	5条-22	タービン補機海水系配管等を含む低耐震クラスの機器	除じん系等の低耐震クラス機器及び配管が含まれる。
63	1.5.1.5(2) f.	5条-23	f. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による溢水が、浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。	貯水槽のスロッシングが含まれる。
64	1.5.1.5(3) a.	5条-23	a. タービン建物（復水器を設置するエリア）における機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	タービン建物（復水器を設置するエリア）における浸水事象の例として記載したものである。
65	1.5.1.5(3) b.	5条-23	b. タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における浸水事象の例として記載したものである。
66	1.5.1.5(3) b.	5条-23	タービン補機海水系配管等の損傷により,	原子炉補機海水系（放水側）、高圧炉心スプレイ補機海水系（放水側）、液体廃棄物処理系等の低耐震クラス機器及び配管が含まれる。
67	1.5.1.5(3) c.	5条-23	c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	取水槽循環水ポンプエリアにおける浸水事象の例として記載したものである。
68	1.5.1.5(3) d.	5条-24	d. 取水槽海水ポンプエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定	取水槽海水ポンプエリアにおける浸水事象の例として記載したものである。
69	1.5.1.5(3) d.	5条-24	タービン補機海水系配管等の損傷により,	除じん系等の低耐震クラス機器及び配管が含まれる。
70	1.5.1.5(3) f.	5条-25	f. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、内部溢水を考慮するものの例として記載したものである。
71	1.5.1.5(3) f.	5条-25	上記 a. , b. , c. 及び d. における機器・配管等の損傷による浸水範囲,	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、内部溢水を考慮するものの例として記載したものである。
72	1.5.1.5(3) f.	5条-25	浸水量については、内部溢水等の事象想定も考慮して算定する。	津波の流入が含まれる。
73	1.5.1.5(3) g.	5条-25	建物外周部における貫通部止水処置等を実施して建物内への流入を防止する設計としている。	建物間接合部のエキスパンションジョイント止水板による対策が含まれる。
74	1.5.1.5(3) g.	5条-25	地震による建物の地下階外壁の貫通部等からの流入については,	建物間接合部のエキスパンションジョイント止水板による対策が含まれる。
75	1.5.1.5(3) h.	5条-25	h. 屋外タンク等の損傷による	貯水槽が含まれる。
76	1.5.1.5(3) h.	5条-25	溢水等の事象想定	貯水槽のスロッシングが含まれる。
77	1.5.1.5(3) i.	5条-25	i. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、浸水を想定する箇所の例として記載したものである。
78	1.5.1.5(3) i.	5条-25	施工上生じうる建物間等の隙間部には止水処置を行い,	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、施工上隙間部が生じうる箇所の例として記載したものである。

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
79	1.5.1.6(2)	5条-26	また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持できる設計とする。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」にはシルト分、粘土分が含まれる。
80	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-27	基準地震動 S s による液化化等に伴う敷地の変状、	斜面崩壊や防波堤損傷が含まれる。
81	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-27	取水口に到達する可能性があるものとして、キャスク取扱収納庫、荷揚場詰所の壁材（ALC版）等が挙げられるが、	漂流するものとして、防舷材、枕木、廃材箱が含まれる。滑動するものとして、デリッククレーン試験用ウェイト、変圧器・ポンプ制御盤、エアコン室外機、H型鋼が含まれる。
82	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-27	上記漂流物のほかに港湾施設点検用等の作業船、	作業船の例として記載したものである。
83	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-27	発電所の荷揚場に停泊する燃料等輸送船、	低レベル放射性廃棄物が含まれる。
84	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-27	貨物船等及び港湾内で操業する漁船がある。	不定期に停泊する船舶の例として記載したものである。
85	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-27	港湾施設点検用等の作業船は、	作業船の例として記載したものである。
86	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-27	津波警報等発令時には、緊急退避するため、	津波注意報、大津波警報が含まれる。
87	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-28	発電所の荷揚場に停泊する燃料等輸送船、	低レベル放射性廃棄物が含まれる。
88	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-28	貨物船等の船舶については、	不定期に停泊する船舶の例として記載したものである。
89	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-28	津波警報等発令時には、緊急退避するため、	津波注意報、大津波警報が含まれる。
90	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-28	発電所近傍で航行不能となった漁船、周辺漁港周辺の家屋、工場等が挙げられるが、	周辺漁港周辺の車両、灯台、タンクが含まれる。
91	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-28	取水口は十分な通水面積を有していること、周辺漁港周辺の家屋、工場等については、設置位置及び流向を考慮した結果、	周辺漁港周辺の車両、灯台、タンクが含まれる。
92	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-28	上記のほか、港湾施設点検用等の作業船は、港湾外でも作業を実施するが、	作業船の例として記載したものである。
93	1.5.1.6(2) c. (b)	5条-28	津波警報等発令時には、緊急退避するため、	津波注意報、大津波警報が含まれる。
94	1.5.1.7	5条-29	設計に当たっては、その他自然現象（風、積雪等）による荷重との組合せを適切に考慮する。	自然現象の例として記載したものであり、詳細設計段階にて考慮する自然条件を限定せず検討を行うために「等」としている。
95	第1.5-12 図(1)	5条-57	原子炉補機海水ポンプ等を設置する床面で漏水が継続した場合の浸水想定範囲	高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ、タービン補機海水ポンプ、除じんポンプが含まれる。
96	第1.5-14 図	5条-59	RC造及び鉄骨造の建物の開口部（扉や窓等）は破損して気密性が喪失するが	RC造及び鉄骨造の建物の開口部の例として記載したものである。
97	第1.5-14 図	5条-59	c.3.11 地震及び津波の実績を踏まえ、地震や津波により壁材等が剥がれ骨組みのみとなった鉄骨造建物は漂流しない。	屋根が含まれる。
98	第1.5-14 図	5条-59	・3.11 地震に伴う津波の被害実績を踏まえ、鉄骨等の建物が地震や津波によって	地震や津波によって漂流物となるものの例として記載したものである。
99	第1.5-14 図	5条-59	壁材等が剥がれて骨組みのみとなった場合。	屋根が含まれる。

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
100	1.10.1（津波による損傷の防止）(1)	5条-60	また、海と接続する取水路、放水路等の経路から、同敷地及び津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物に流入させない設計とする。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
101	1.10.1（津波による損傷の防止）(2)	5条-60	取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、漏水の可能性のある箇所の例として記載したものである。
102	1.10.1（津波による損傷の防止）(3)	5条-60	津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）は、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には機器・配管等の損傷による内部溢水、地下水の流入及び屋外タンクの損傷による溢水が含まれる。
103	1.10.1（津波による損傷の防止）(3)	5条-60	浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、浸水の可能性のある経路及び浸水口例として記載したものである。
104	1.10.1（津波による損傷の防止）(5)	5条-61	入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び流入経路等を考慮して、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には敷地及び敷地周辺の地形とその標高、敷地沿岸の海底地形、津波の敷地への侵入角度、敷地及び敷地周辺の河川及び水路の存在並びに伝播経路上の人工構造物が含まれる。
105	1.10.1（津波による損傷の防止）(6)	5条-61	(6) 地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等	津波の繰り返しの襲来による影響、津波による二次的な影響及びその他自然現象が含まれる。
106	1.10.1（津波による損傷の防止）(6)	5条-61	津波による二次的な影響（洗掘、砂移動、漂流物等）	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、津波による二次的な影響の例として記載したものである。
107	1.10.1（津波による損傷の防止）(6)	5条-61	及びその他自然条件（風、積雪等）を考慮する。	自然条件の例として記載したものであり、詳細設計段階にて考慮する自然条件を限定せず検討を行うために「等」としている。
108	1.10.1（津波による損傷の防止）(7)	5条-61	及びその他自然現象（風、積雪等）を考慮し、これらの自然現象による荷重を適切に組み合わせる。	自然現象の例として記載したものであり、詳細設計段階にて考慮する自然条件を限定せず検討を行うために「等」としている。
109	1.10.1（津波による損傷の防止）(7)	5条-61	漂流物の衝突荷重については、各施設・設備の設置場所及び構造等を考慮して、	津波の流向・流速が含まれる。
110	1.10.1（津波による損傷の防止）(7)	5条-61	その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）については、	自然現象による荷重の例として記載したものであり、詳細設計段階にて考慮する荷重を限定せず検討を行うために「等」としている。
111	1.10.1（津波による損傷の防止）(7)	5条-61	各施設・設備の設置場所、構造等を考慮して、各荷重が作用する可能性のある施設・設備に対する荷重として組み合わせる。	荷重の組合せを考慮する際の検討事項を限定しないために「等」としている。
112	10.5.1.1.1	5条-62	基準津波による遡上波の地上部からの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
113	10.5.1.1.1	5条-62	漏水による安全機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、漏水の可能性のある箇所の例として記載したものである。
114	10.5.1.1.1	5条-62	及び排気筒を設置するエリアは浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には機器・配管等の損傷による内部溢水、地下水の流入及び屋外タンクの損傷による溢水が含まれる。
115	10.5.1.1.2 (1)	5条-63	また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
116	10.5.1.1.2 (1) b.	5条-63	b. 上記 a. の遡上波については、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には水路が含まれる。

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
117	10.5.1.1.2 (1)b.	5条-63	また、地震による変状、繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には水路の変化が含まれる。
118	10.5.1.1.2 (1)c.	5条-63	c. 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には屋外排水路が含まれる。
119	10.5.1.1.2 (1)c.	5条-63	流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、流入の可能性のある経路の例として記載したものである。
120	10.5.1.1.2 (2)	5条-63	(2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、漏水の可能性のある箇所の例として記載したものである。
121	10.5.1.1.2 (2)a.	5条-63	a. 取水・放水施設の構造上の特徴等を考慮して、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討する上で考慮するものの例として記載したものである。
122	10.5.1.1.2 (2)a.	5条-63	取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討した上で、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、漏水の可能性のある箇所の例として記載したものである。
123	10.5.1.1.2 (2)a.	5条-63	同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、浸水の可能性のある経路の例として記載したものである。
124	10.5.1.1.2 (3)	5条-64	設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドと同様の記載であり、「等」には機器・配管等の損傷による内部溢水、地下水の流入及び屋外タンクの損傷による溢水が含まれる。
125	10.5.1.1.2 (3)	5条-64	浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、浸水の可能性のある経路の例として記載したものである。
126	10.5.1.1.2 (5)	5条-64	(5) 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮して、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には敷地及び敷地周辺の地形とその標高、敷地沿岸の海底地形、津波の敷地への侵入角度、敷地及び敷地周辺の河川及び水路の存在並びに伝播経路上の人工構造物が含まれる。
127	10.5.1.1.2 (5)b.	5条-64	数値シミュレーションに当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造物等を考慮する。	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には敷地の標高並びに敷地周辺の地形及び標高が含まれる。
128	10.5.1.1.2 (5)d.	5条-65	d. 浸水防止設備については、浸水想定範囲等における浸水時	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には内郭防護による浸水範囲が含まれる。
129	10.5.1.1.2 (5)d.	5条-65	及び浸水後の波圧等に対する	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には水圧、常時荷重、地震荷重及び余震荷重が含まれる。
130	10.5.1.1.2 (5)d.	5条-65	耐性等を評価し、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には止水性が含まれる。
131	10.5.1.1.2 (5)e.	5条-65	e. 津波監視設備については、津波の影響（波力及び漂流物の衝突）に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等を検討し、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、入力津波に対して津波監視機能が十分保持できる設計とするための方策の例として記載したものである。
132	10.5.1.1.2 (5)f.	5条-65	f. 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には車両・資機材が含まれる。
133	10.5.1.1.2 (5)g.	5条-65	g. 上記c.、d.及びf.の設計等においては、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、「等」には漂流物に係る措置が含まれる。
134	10.5.1.1.2 (5)g.	5条-65	各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の例として記載したものである。

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
135	10.5.1.1.2 (6)	5条-65	地震による敷地の隆起・沈降，地震（本震及び余震）による影響，津波の繰り返しによる影響，津波による二次的な影響（洗掘，砂移動，漂流物等）	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり，津波による二次的な影響の例として記載したものである。
136	10.5.1.1.2 (6)	5条-65	及びその他自然条件（風，積雪等）を考慮する。	自然条件の例として記載したものであり，詳細設計段階にて考慮する自然条件を限定せず検討を行うために「等」としている。
137	10.5.1.1.2 (7)	5条-65	津波（漂流物含む。），地震（余震）及びその他自然現象（風，積雪等）を考慮し，	自然現象の例として記載したものであり，詳細設計段階にて考慮する自然条件を限定せず検討を行うために「等」としている。
138	10.5.1.1.2 (7)	5条-65	漂流物の衝突荷重については，各施設・設備の設置場所及び構造等を考慮して，	津波の高さ，流速及び流向が含まれる。
139	10.5.1.1.2 (7)	5条-65	その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）については，	自然現象による荷重の例として記載したものであり，詳細設計段階にて考慮する荷重を限定せず検討を行うために「等」としている。
140	10.5.1.1.2 (7)	5条-65	各施設・設備の設置場所，構造等を考慮して，各荷重が作用する可能性のある施設・設備に対する荷重として組み合わせる。	荷重の組合せを考慮する際の検討事項を限定しないために「等」としている。
141	10.5.1.1.3 (1)	5条-66	また，MMR（マンメイドロック）等を介して岩盤に支持させる構造とする。	改良地盤が含まれる。
142	10.5.1.1.3 (1)	5条-66	設計に当たっては，漂流物による荷重，その他自然現象による荷重（風荷重，積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。	自然現象による荷重の例として記載したものであり，詳細設計段階にて考慮する荷重を限定せず検討を行うために「等」としている。
143	10.5.1.1.3 (1)	5条-66	なお，主要な構造体の境界部には，想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し，試験等にて止水性を確認した止水目地で止水処置を講じる設計とする。	メーカー規格及び基準が含まれる。
144	10.5.1.1.3 (2)	5条-67	防波壁通路防波扉は，鋼管杭又は改良地盤並びに基礎スラブによる基礎構造とし，鋼製の主桁，補助縦桁及びスキンプレート等により構成された防波扉からなる。	水密ゴム等の部品が含まれる。
145	10.5.1.1.3 (2)	5条-67	防波扉の下部及び側部に試験等にて止水性を確認した水密ゴムを設置し，止水性を確保する構造とする。	メーカー規格及び基準が含まれる。
146	10.5.1.1.3 (4)	5条-67	屋外排水路逆止弁は，板材，補強材等の鋼製部材により構成され，敷地内への津波の流入を防止する設備である。	アンカーボルト等の部品が含まれる。
147	10.5.1.1.3 (5)a.	5条-68	主要な構造体の境界部には，想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し，試験等にて止水性を確認した止水目地で止水処置を講じる設計とする。	メーカー規格及び基準が含まれる。
148	10.5.1.1.3 (7)a.	5条-69	浸水時の波圧等に対する耐性を評価し，入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり，「等」には常時荷重，地震荷重及び余震荷重が含まれる。
149	10.5.1.1.3 (7)a.	5条-69	設計に当たっては，その他自然現象による荷重（積雪荷重等）及び地震（余震）との組合せを適切に考慮する。	自然現象による荷重の例として記載したものであり，詳細設計段階にて考慮する荷重を限定せず検討を行うために「等」としている。
150	10.5.1.1.3 (8)a.	5条-69	海水系機器・配管等の損傷箇所を介した津波が浸水防護重点化範囲に流入することを防止するため，	手動弁，ストレーナが含まれる。
151	10.5.1.1.3 (8)a.	5条-69	浸水時の波圧等に対する耐性を評価し，	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり，「等」には常時荷重，地震荷重及び余震荷重が含まれる。
152	10.5.1.1.3 (8)b.	5条-69	海水系機器・配管等の損傷箇所を介した津波が浸水防護重点化範囲に流入することを防止するため，	手動弁，ストレーナが含まれる。
153	10.5.1.1.3 (8)b.	5条-70	さらに，浸水時の波圧等に対する耐性を評価し，	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり，「等」には常時荷重，地震荷重及び余震荷重が含まれる。
154	10.5.1.1.3 (9)	5条-70	浸水時の波圧等に対する耐性を評価し，入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり，「等」には常時荷重，地震荷重及び余震荷重が含まれる。

No.	記載箇所		「等」を含む記載（「等」を青字で示す。）	「等」が表す内容
	項番号	ページ		
155	10.5.1.1.3 (10)	5条-71	浸水時及び浸水後の水圧等に対する	常時荷重，地震荷重及び余震荷重が含まれる。
156	10.5.1.1.3 (10)	5条-71	耐性等を評価し，	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり，「等」には止水性が含まれる。
157	10.5.1.1.3	5条-71	入力津波の荷重因子である浸水高，速度，津波波力等を安全側に評価することで，	設置許可基準規則の解釈と同様の記載であり，「等」には波圧，洗掘力及び浮力が含まれる。
158	10.5.1.1.3	5条-71	津波波力の算定においては，津波波力算定式等，幅広く知見を踏まえ，十分な余裕を考慮する。	水理模型実験及び津波シミュレーションが含まれる。
159	10.5.1.1.6 (4)	5条-72	(4) 燃料等輸送船に関し，入港する前までに，津波時に漂流物とならない係留方法を策定する手順を定める。	低レベル放射性廃棄物が含まれる。
160	10.5.1.1.6 (4)	5条-72	津波警報等が発令された場合において，	津波注意報，大津波警報が含まれる。
161	10.5.1.1.6 (4)	5条-72	陸側作業員及び輸送物に関し，津波警報等が発令された場合において，	津波注意報，大津波警報が含まれる。
162	10.5.1.1.6 (4)	5条-72	その他の作業船，貨物船等の港湾内に停泊する船舶に対しては，	港湾内に停泊する船舶の例として記載したものである。
163	10.5.1.1.6 (4)	5条-73	津波警報等が発表された場合において，	津波注意報，大津波警報が含まれる。